

平成19年度下請代金支払・受取状況等実態調査結果のポイント

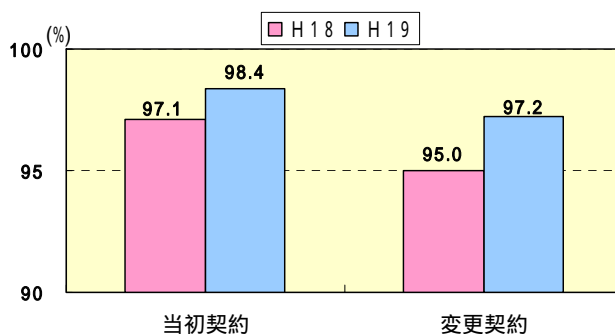
1. 下請代金支払状況等実態調査(特定建設業許可業者対象)の結果

(1) 見積・契約関係について

下請契約金額の決定方法

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が元請下請双方の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。下請契約を締結する際には、下請業者から見積書を提出させ、元請業者と下請業者双方が十分な協議を行うことが必要です。

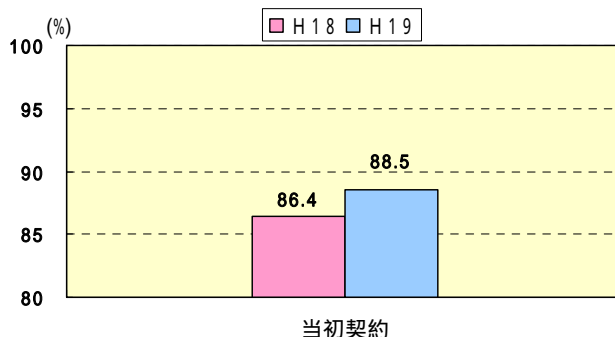
今回の調査結果では、下請業者から見積書を提出させ、元請下請双方の協議により金額を決定している割合は、前回調査より若干増加して9割後半を推移しています。



契約締結の方法

下請契約を締結する際には、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。また注文書・請書による場合には一定の要件を満たすことが必要です。

今回の調査結果では、当初契約において書面により適正な契約を締結している割合は、前回調査より若干増加して8割後半を推移しています。



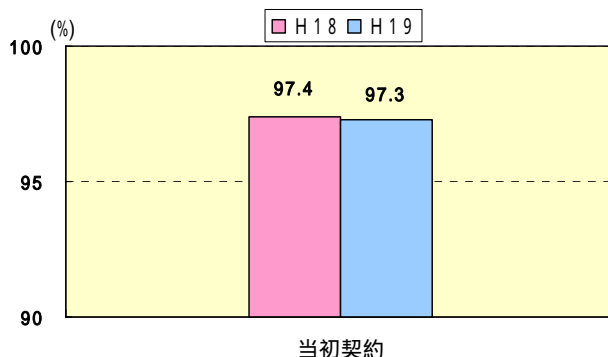
(H19当初契約内訳)

工事ごとの請負契約書	12.7%	} 適正回答 88.5%
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	39.2%	
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換	36.6%	
注文書・請書の交換のみ	9.7%	} 不適正回答 11.5%
注文書の一方向的な送付	1.0%	
メモ又は口頭	0.7%	

使用している基本契約約款

下請契約を締結する際には、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ契約書による契約を締結することが基本です。

今回の調査結果では、当初契約において適正な基本契約約款を定めている割合は、前回調査とほぼ同等の9割後半を推移しています。



(H19当初契約内訳)

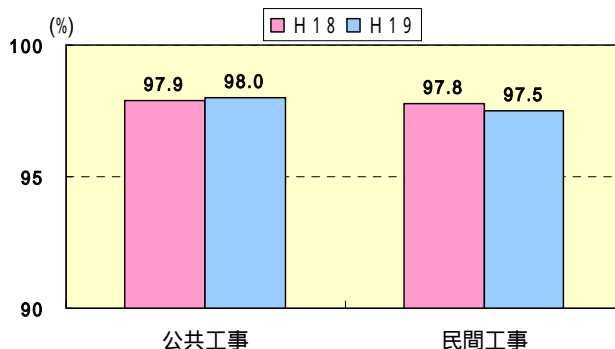
建設工事標準下請契約約款	20.8%	適正回答 97.3%
建設工事標準下請契約約款に準じた約款 (建設業団体等で作成した実施約款等)	24.7%	
自社独自に作成した約款 (建設工事標準下請契約約款に準じたもの)	51.8%	不適正回答 2.7%
自社独自に作成した約款(上記以外)	2.7%	

(2) 支払関係

引渡しの申出日から下請代金支払までの期間

特定建設業者は、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、下請業者(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。)が引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

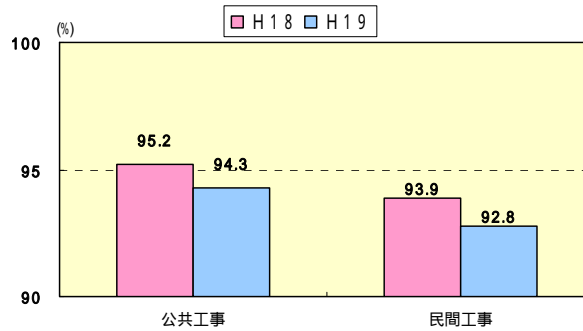
今回の調査結果では、下請業者からの引渡しの申出日から、下請代金の支払を行うまでの期間が適正(50日以内)である割合は、公共工事、民間工事ともに前回調査とほぼ同等の9割後半を推移しています。



発注者の支払を受けてから下請代金支払までの期間

元請業者は、発注者から請負代金の出来形部分に関する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、工事を施工した下請業者に対して、相応する下請代金を1ヶ月以内に支払わなければなりません。

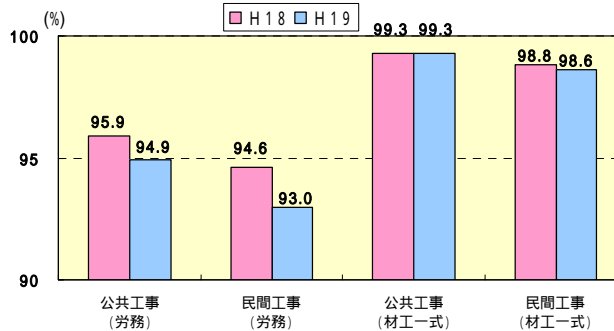
今回の調査結果では、下請業者に下請代金の支払を行うまでの期間が適正(1月以内)である割合は、前回調査よりやや低下。なお、民間工事の方が公共工事に比べて適正率が低い傾向が見られます。



下請代金の支払方法

下請代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。

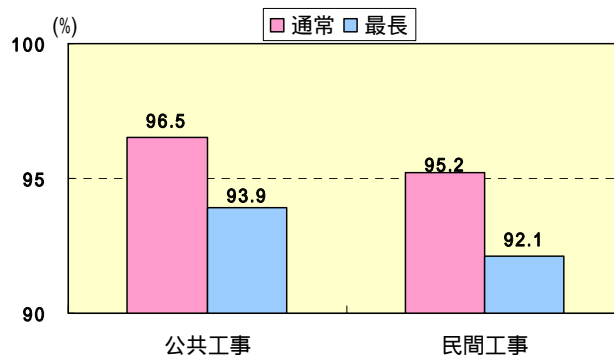
今回の調査結果では、労務請負において下請代金を全額現金で支払っている割合は、前回調査よりやや低下。材工一式請負において全額現金又は現金手形併用で支払っている割合は、労務請負に比べて9割後半と適正率が高くなっています。



手形期間

手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間としなければなりません。

今回の調査結果では、手形期間が120日以内である割合は、公共工事、民間工事ともに通常期間においては9割半ば、最長期間においてはやや適正率が低下して9割前半となっています。

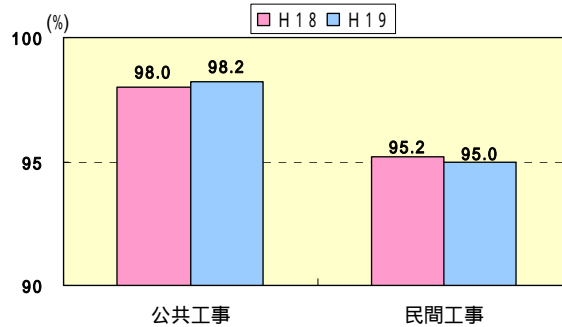


(3) 帳簿・台帳等の整備について

施工体制台帳

施工体制台帳は、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者と一次下請業者との間で締結した下請契約の代金の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は、4,500万円)以上となった場合に公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。また公共工事においては発注者へ写しを提出することが必要です。

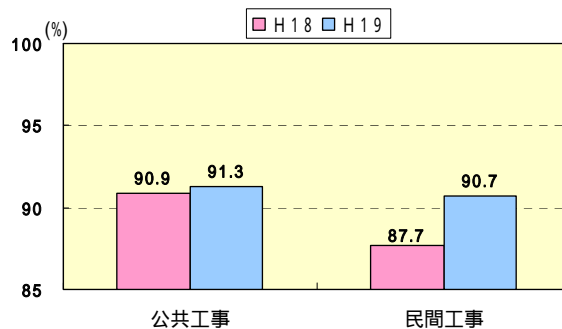
今回の調査結果では、施工体制台帳を適正に整備している割合は前回調査とほぼ同じ9割後半を推移。なお公共工事の方が民間工事に比べて適正率が高くなっています。



施工体系図を適正に整備している割合

施工体制台帳の作成対象となる特定建設業者は、当該建設工事における各下請業者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。また公共工事においては、併せて公衆の見やすい場所にも掲示することが必要です。

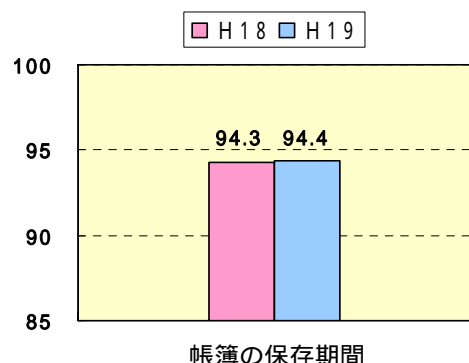
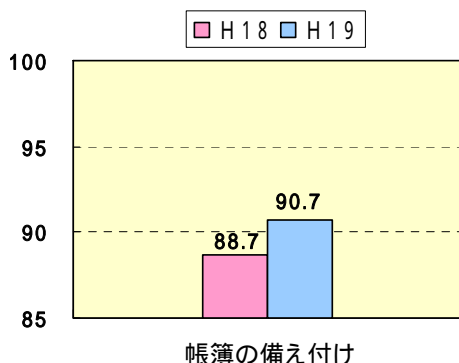
今回の調査結果では、施工体系図を適正に整備している割合は、公共工事、民間工事ともに前回調査に比べて若干適正率が高くなっています。



営業に関する事項を記載した帳簿及びその保存期間

建設業者は、その営業所ごとに請負契約の内容を適切に整理した帳簿を備える必要があります。また、帳簿及び添付された書類は請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから5年間保存の義務があります。

今回の調査結果では、営業所ごとに営業に関する事項を記載した帳簿を適正に備え付けている割合は9割を推移しています。また帳簿を備え付けている営業所において適正な保存期間を設けている割合は9割半ばを推移しています。



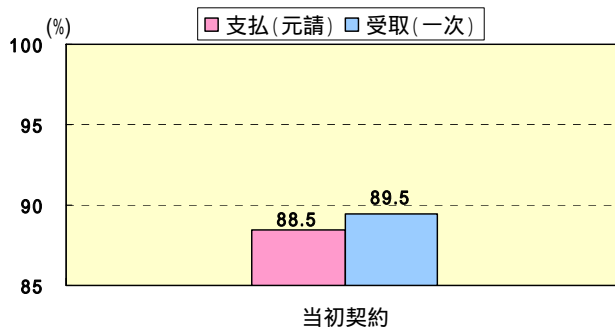
2. 下請代金受取状況等実態調査(1次下請業者対象反面調査)の結果

～ 支払側(元請)と受取側(一次下請)での調査結果の乖離が大きい項目を中心に整理 ～

契約締結の方法

下請契約を締結する際には、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。また注文書・請書による場合には一定の要件を満たすことが必要です。

今回の調査結果では、当初契約において書面により適正な契約を締結している割合は、支払側(元請業者)と受取側(一次下請業者)で大きな乖離は見られません。



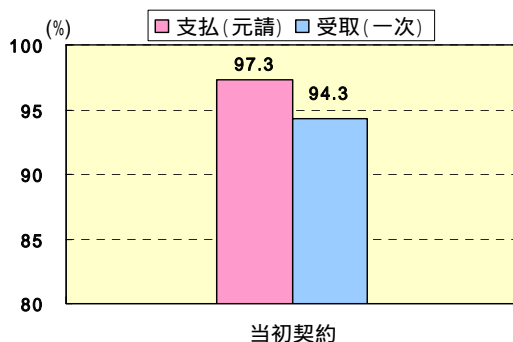
(H19当初契約(受取側)内訳)

工事ごとの請負契約書	17.3%	} 適正回答 89.5%
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	46.4%	
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換	25.8%	
注文書・請書の交換のみ	9.4%	} 不適正回答 10.5%
注文書又は請書の一方的な送付	0.4%	
メモ又は口頭	0.7%	

使用している基本契約約款

下請契約を締結する際には、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ契約書による契約を締結することが基本です。

今回の調査結果では、当初契約において適正な基本契約約款を定めている割合は、支払側(元請業者)と受取側(一次下請業者)で大きな乖離は見られません。



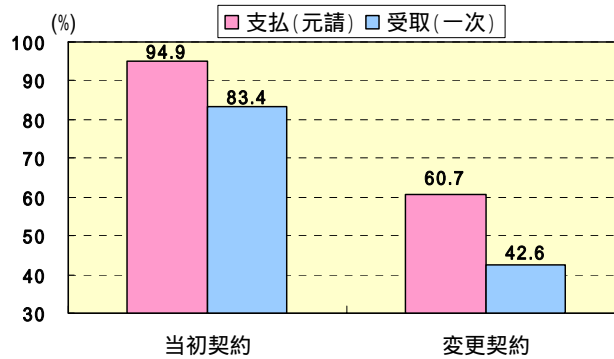
(H19当初契約(受取側)内訳)

建設工事標準下請契約約款	20.3%	} 適正回答 94.3%
建設工事標準下請契約約款に準じた約款 (建設業団体等で作成した実施約款等)	15.0%	
自社独自に作成した約款 (建設工事標準下請契約約款に準じたもの)	59.0%	
自社独自に作成した約款(上記以外)	5.7%	不適正回答 5.7%

契約締結の時期

建設工事の契約締結は着工前までに適正な書面で行わなければなりません。追加工事等の発生により当初の契約書に掲げる事項を変更する際も、当初契約と同様に追加工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

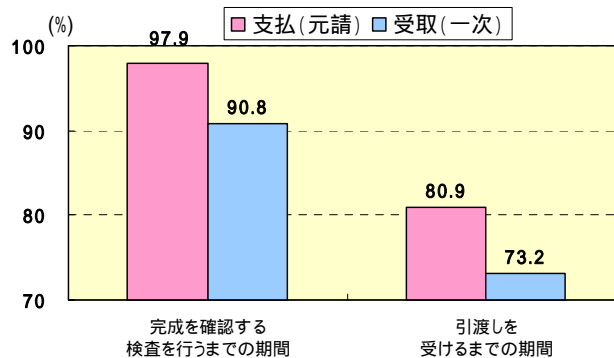
今回の調査結果では、工事(変更契約においては変更部分)着工前に契約締結を行っている割合は、当初契約においては支払側(元請業者)と受取側(一次下請業者)で約10%、変更契約においては支払側(元請業者)と受取側(一次下請業者)で約20%の乖離が見られます。



検査及び引渡しの期間

下請工事の完成を確認するための検査は、下請業者から工事完成の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に行わなくてはなりません。また検査後に、下請業者が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

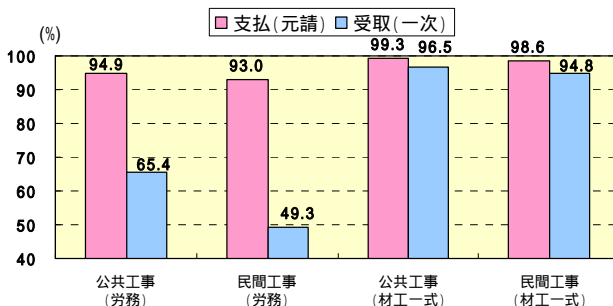
今回の調査結果では、完成を確認するための検査を完了するまでの期間が適正である割合、また工事目的物の引渡しを受けるまでの期間が適正である割合は、支払側(元請業者)と受取側(一次下請業者)で約7%の乖離が見られます。



下請代金の支払(受取)方法

下請代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。

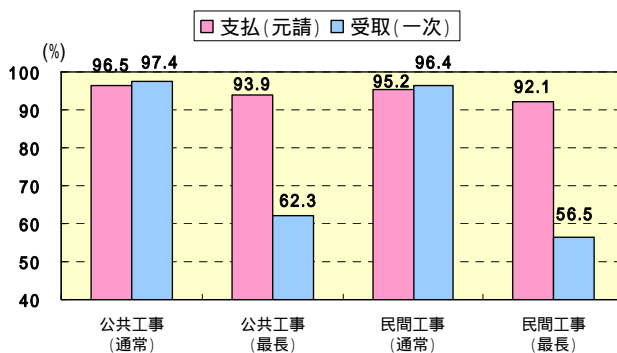
今回の調査結果では、労務請負で下請代金を全額現金で支払っている割合(受け取っている割合)は、公共工事においては支払側(元請業者)と受取側(一次下請業者)で約30%、民間工事においては約45%の乖離が見られます。



手形期間

手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間としなければなりません。

今回の調査結果では、手形期間が120日以内である割合は、公共工事、民間工事ともに通常期間においては適正割合に差異は見られませんが、最長期間においてはいずれも30%以上の乖離が見られます。



3. 支払状況実態調査(一般建設業者対象)の結果について

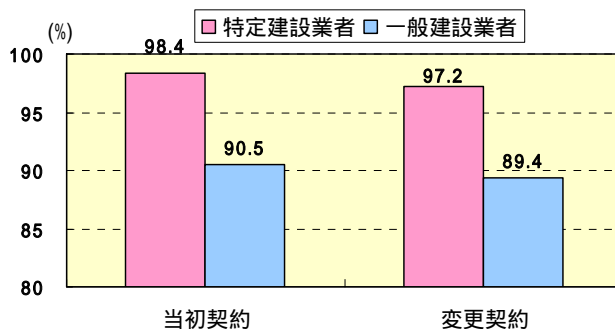
～ 特定建設業者対象調査結果と乖離の大きい項目を中心に整理 ～

(1) 見積・契約関係

下請契約の金額の決定方法

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が元請下請双方の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。下請契約を締結する際には、下請業者から見積書を提出させ、元請業者と下請業者双方が十分な協議を行うことが必要です。

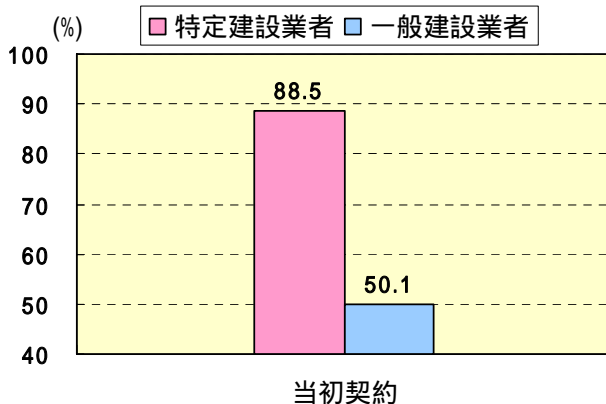
今回の調査結果では、下請業者から見積書を提出させ、元請下請双方の協議により金額を決定している割合は、当初契約、変更契約ともに一般建設業者は特定建設業者に比べて約8%低い傾向があります。



契約締結の方法

下請契約を締結する際には、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。また注文書・請書による場合には一定の要件を満たすことが必要です。

今回の調査結果では、当初契約において、書面により適正な契約を締結している割合は、一般建設業者は、特定建設業者に比べて約40%低い傾向があります。



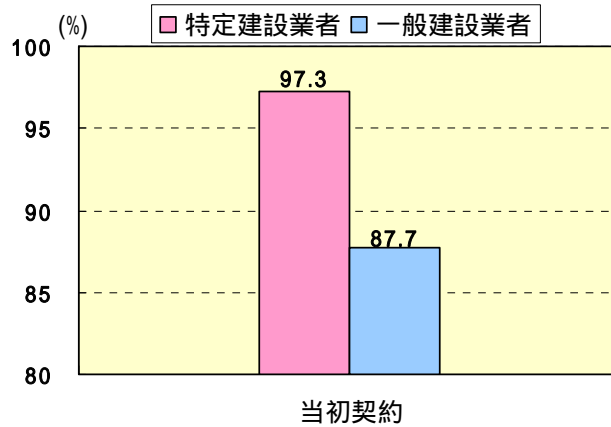
(H19当初契約(一般建設業者)内訳)

工事ごとの請負契約書	8.8%	} 適正回答 50.1%
基本契約書に基づいた注文書・請書の交換	26.8%	
基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換	14.5%	
注文書・請書の交換のみ	39.1%	} 不適正回答 49.9%
注文書の一方的な送付	5.5%	
メモ又は口頭	5.3%	

使用している基本契約約款

下請契約を締結する際には、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容をもつ契約書による契約を締結することが基本です。

今回の調査結果では、当初契約について、適正な基本契約約款を定めている割合は、一般建設業者は特定建設業者に比べて約10%低い傾向があります。



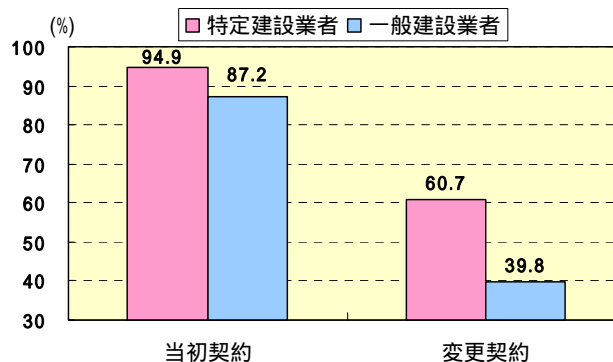
(H19当初契約(一般建設業者)内訳)

建設工事標準下請契約約款	22.0%	} 適正回答 87.7%
建設工事標準下請契約約款に準じた約款 (建設業団体等で作成した実施約款等)	19.4%	
自社独自に作成した約款 (建設工事標準下請契約約款に準じたもの)	46.3%	
自社独自に作成した約款(上記以外)	12.3%	不適正回答 12.3%

契約締結の時期

建設工事の契約締結は着工前までに適正な書面で行わなければなりません。追加工事等の発生により当初の契約書に掲げる事項を変更する際も、当初契約と同様に追加工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

今回の調査結果では、工事着手前に契約締結を行っている割合は、当初契約においては特定建設業者、一般建設業者ともに約9割となっていますが、変更契約においては特定建設業者で6割、一般建設業者では4割といずれも当初契約に比べて低い傾向が見られます。

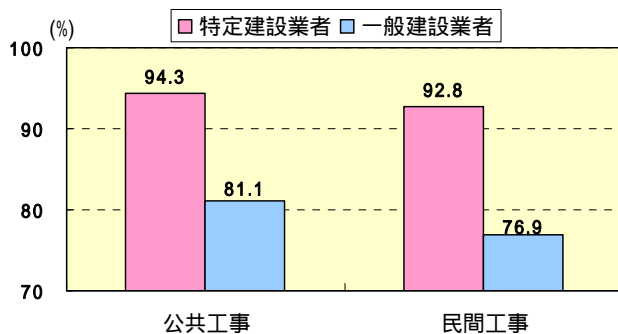


(2) 支払関係

発注者の支払を受けてから下請代金支払までの期間

元請業者は、発注者から請負代金の出来形部分に関する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、工事を施工した下請業者に対して、相応する下請代金を1ヶ月以内に支払わなければなりません。

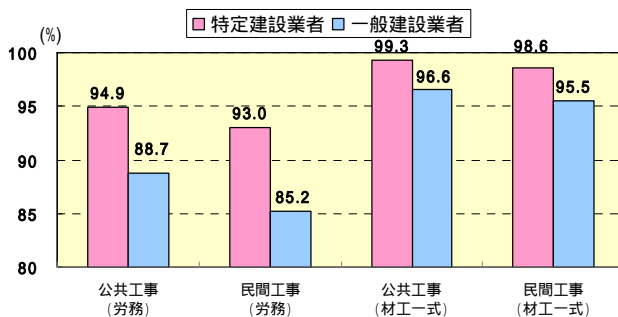
発注者から支払を受けてから下請業者に下請代金の支払を行うまでの期間が適正(1月以内)である割合は、公共工事、民間工事ともに、一般建設業者は特定建設業者に比べて約15%低い傾向があります。



下請代金の支払方法

下請代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。

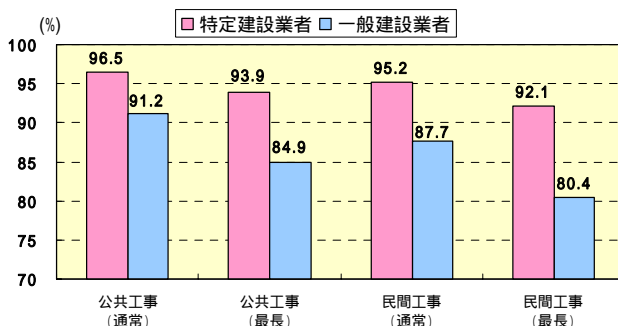
今回の調査結果では、労務請負で下請代金を全額現金で支払っている割合は、公共工事、民間工事ともに一般建設業者の適正率の低さが顕著です。



手形期間

手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間としなければなりません。

今回の調査結果では、手形期間が120日以内である割合は、公共工事、民間工事ともに一般建設業者は特定建設業者に比べて約5~10%程低い傾向があります。

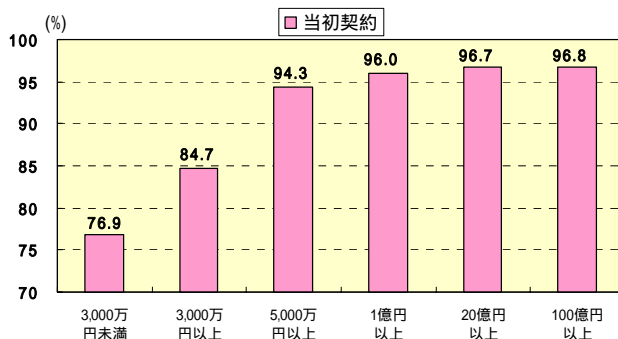


4. 資本金階層別特徴(特定建設業者)

契約締結の方法

下請契約の締結に際しては、契約の内容となる一定の重要な事項を具体的に記載した書面に、当事者が署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。また注文書・請書による場合には一定の要件を満たすことが必要です。

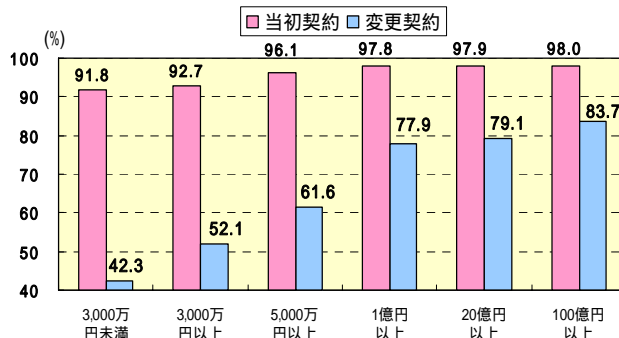
今回の調査結果では、当初契約において書面により適正な契約を締結している割合は、資本金が少ない階層ほど低い傾向があります。



契約締結の時期

建設工事の契約締結は着工前までに適正な書面で行わなければなりません。追加工事等の発生により当初の契約書に掲げる事項を変更する際も、当初契約と同様に追加工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

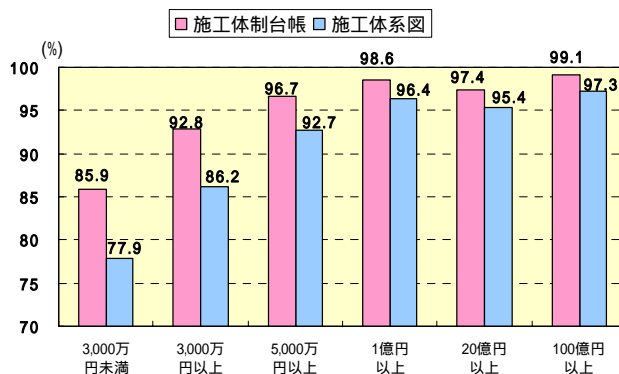
今回の調査結果では、工事(変更契約においては変更部分)着手前に契約締結を行っている割合は、資本金が少ない階層ほど低い傾向があり、特に変更契約においてはその傾向が顕著です。



施工体制台帳及び施工体系図

施工体制台帳及び施工体系図は、下請契約の代金の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は、4,500万円)以上となった場合に公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。

今回の調査結果では、民間工事において、施工体制台帳及び施工体系図を適正に整備している割合は、資本金が少ない階層ほど低い傾向があります。



5. その他 ～ 調査票に寄せられた主な意見 ～

契約関係

- ・ 請負契約を締結しないまま工事が進行し、出来高請求もできない。
- ・ 発注者と元請業者の間で変更契約が締結されない中で、追加工事が指示される。
- ・ 注文書が工事完成後に届く。
- ・ 一般建設業許可業者の中には、注文書でのやりとりも拒否(不要)とする業者がいる。
- ・ 支払等があり、請求書を早く提出したいため、低い請負金額で契約締結することがある。
- ・ 項目を指示され、当該項目を除いた契約を行ったが、実際の工事では当該項目についても施工指示。

指値関係

- ・ 見積書を提出しているにもかかわらず、工事竣工直前又は竣工後に一方的に金額を通知。
- ・ ゼネコンによる指値発注が多い。
- ・ 元請の予算から逆算した金額しか頭になく、工事内容に基づいた金額交渉ができない。
- ・ 現場での合意金額が、本社(営業所)では認められず、結果的に減額される。

赤伝処理関係

- ・ 見積りしていない安全協力会費、職長会費、ゴミ処理費等で代金が相殺される。
- ・ 現場内で発生する廃棄物処理代について、下請業者に負担させ、支払時に差し引きされている。
- ・ 合意も無く一方的に竣工前クリーニング(清掃)代を下請金額と相殺された。
- ・ 工事完成時の追加見積に対して必ず引去り金としての減額を要求される。

支払関係

- ・ 元請業者も厳しい受注金額であったため、下請業者にも協力要請される。
- ・ 自社の経営不振を理由に現在施工中の工事の請負金額について5%強制値引きされた。
- ・ 元請が低価格受注であったため、下請も分担(いわゆる「泣いてくれ」状態)させられた。
- ・ 追加工事や変更工事を行っても、一方的に値引きされて支払われる。
- ・ 手形のサイトが120日を越えている。
- ・ 完成引渡しを行っても、工事代金の支払がない。
- ・ 労務費相当分の現金払いが守られず、自社の現金、手形払いの支払比率を用いている。
- ・ 指示により変更契約を締結する前に追加工事に着手したが、お金がないとの理由で支払われない。

その他

- ・ 工事単価は上がらないのに、材料代が高くなるばかり。
- ・ 元請業者の現場担当者の事務処理の遅れが、支払の遅れにつながっている。
- ・ 下請の厳しさを痛感。ひどいときは労務費もでない。